

特別養護老人ホーム アルシュ富谷利用料金表(月額)

別紙1

料金表(月額(31日計算))

単位:円

* 地域区分 その他、地区別単価(1単位当たり) 10円

☆負担割合(1割、2割、3割)についてはお持ちの介護保険負担割合証をご確認下さい。

☆何段階に該当するかは裏面の【利用者負担段階別(所得区分)】をご確認下さい。介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方は第4段階になります(現時点で介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方でも条件に該当し、対象になる方はお住まいの市町村の介護保険相談窓口に申請を行う必要があります)。

【1割負担の方】

「第4段階」

要介護度	介護費用1割(円)	食費(1,392円/日)	居住費(2,536円/日)	合計(円)
要介護1	25,050	43,152	78,616	146,818
要介護2	27,355			149,123
要介護3	29,867			151,635
要介護4	32,207			153,975
要介護5	34,513			156,281

「第3段階」

要介護度	介護費用1割(円)	食費(650円/日)	居住費(1,310円/日)	合計(円)
要介護1	25,050	20,150	40,610	85,810
要介護2	27,355			88,115
要介護3	29,867			90,627
要介護4	32,207			92,967
要介護5	34,513			95,273

「第2段階」

要介護度	介護費用1割(円)	食費(390円/日)	居住費(820円/日)	合計(円)
要介護1	25,050	12,090	25,420	62,560
要介護2	27,355			64,865
要介護3	29,867			67,377
要介護4	32,207			69,717
要介護5	34,513			72,023

「第1段階」

要介護度	介護費用1割(円)	食費(300円/日)	居住費(820円/日)	合計(円)
要介護1	25,050	9,300	25,420	59,770
要介護2	27,355			62,075
要介護3	29,867			64,587
要介護4	32,207			66,927
要介護5	34,513			69,233

【2割負担の方】

「第4段階」

単位:円

要介護度	介護費用2割(円)	食費(1,392円/日)	居住費(2,536円/日)	合計(円)
要介護1	50,100	43,152	78,616	171,868
要介護2	54,710			176,478
要介護3	59,734			181,502
要介護4	64,414			186,182
要介護5	69,026			190,794

【3割負担の方】

「第4段階」

単位:円

要介護度	介護費用3割(円)	食費(1,392円/日)	居住費(2,536円/日)	合計(円)
要介護1	75,150	43,152	78,616	196,918
要介護2	82,065			203,833
要介護3	89,601			211,369
要介護4	96,621			218,389
要介護5	103,539			225,307

【利用者負担段階別(所得区分)】利用料金表(月額)

*「特定入所者介護サービス費(介護保険負担限度額認定証)」

居住費・食費については介護保険負担限度額認定証の提示により、第1段階～第3段階(下記)の各負担限度額までの負担となります。お住まいの市町村の介護保険相談窓口へ申請してください。

利用者負担段階	食費(円)		居住費(円)	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
第1段階	1,392	300	2,536	820
第2段階		390		820
第3段階		650		1,310

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で本人が老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護を受けている方
第2段階	●配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金及び非課税(障害年金、遺族年金等)の年金収入額」の合計が80万円以下の方
第3段階	●配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金及び非課税(障害年金、遺族年金等)の年金収入額」の合計が80万円を超える方
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が市町村民税非課税で、配偶者又は世帯の中に市町村民税を課税されている方がいる方 ●本人が市町村民税を課税されている方
<預貯金等に関する要件>	
預貯金等が一定額以下であること。	単身の方:1,000万円以下 配偶者(別世帯も含む)がいる方:2人の合計額が2,000万円以下

注1)配偶者は事実婚の場合も含まず。配偶者からDV防止法における暴力を受けた場合や行方不明の場合は除きます。

注2)預貯金等とは、現金、預貯金・信託・有価証券・金銀などの貴金属などを言います。(負債がある場合は預貯金等の額から差し引くことができます。)

注3)利用者負担第4段階の方が施設に入居し食費・居住費を負担することにより、在宅で生活される他の世帯員(別世帯の配偶者を含む)が生計困難となる場合には、一定要件を満たす場合に限り、入居者の利用者負担段階を第3段階に変更できる場合があります。